二筆国有林）、字竹ノ谷七三三、七三六の一、七三六の二、字桜田尾七三七、七三九、七四一、七四七の一（次の図に示す部分に限る。）、七四七の二、七四七の三（次の図に示す部分に限る。）、七四七の四、七四七の五（国有林）、七四七の六、七四七の八（国有林）、字花折八一四の一、八一六の一、字土道路二五一九の八、二五一九の九、二五一九の一八、二五二九の一、二五三〇の一、二五三〇の二、二五三〇の四、字上桜田尾二五四六、字秣二五四七、字通谷二五七四の一、二五七四の四、二五七四の五、二五七四の三五、字昼寝二七一四の一、二七一四の三、二七一七、二七一八、字泉谷二七一九の一、二七一九の二、二七二〇の一、二七二〇の二、二七二二の一、二七二三の一、二七二三の二、二七二四、字吉砂古谷二七二五の一、二七二五の二、二七二五の四、二七二五の一三（国有林）、二七二五の一六、二七二五の一七・二七二五の一八（以上二筆国有林）、字桂谷二七二八の一、二七二八の二、字青木山二七二九、二七三〇の一、二七三〇の五、二七三一の一、二七三一の二、字蛇ノ尾二七三三の一、二七三三の二、二七三四の一、長尾名字鳳凰佐古一八一九の四、高松市塩江町上西甲字下貝ノ股一九九五の一、字上貝ノ股二〇〇六の二、二〇〇八の一七、二〇〇八の一八、二〇〇八の八九、二〇〇八の九三、二〇〇八の一一八、二〇〇八の一一九、二〇三三の三、字一ツ内二〇八六の一〇九、二〇九五の一、二〇九五の一五から二〇九五の二〇まで、字大屋敷二四一八の二、二四一九の三〇、二四一八の三一、二四一九の一、二四二一の九、二四二二、塩江町安原上東字大相二五四の三、塩江町安原下第二号字下切一九二七の五から一九二七の七まで、一九二七の九、一九二七の一八、一九二七の二五、一九二九の二、一九二九の五、一九二九の六、一九三〇の一、一九三〇の一五、一九三二の二から一九三二の六まで、一九三二の三〇、一九三三の九、一九三三の一五から一九三三の一八まで、一九三三の二〇から一九三三の二二まで、一九三三の二七、一九三四の八、木田郡三木町大字奥山字戸川二七八九の四、二七八九の五、字堂ヶ平三二七二の三、三二七二の四、仲多度郡まんのう町塩入字宮前五三八の一から五三八の三まで、六〇三の一、字峯七三一、七三二の三、七箇字辻リ尾四五二〇の八、新目字横峰八二一の六、字松尾谷八二三の九〇、八二三の九二、川東字明神一四一六の二三、字葛篭野二一七五の五八、二一七五の一九五から二一七五の一九八まで、字尾形二六一五の八、造田字新官林三四七七の一、三四七七の二

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下所四一四、三五五、三五六、三五七の一、三五八の一、字千足九〇九の一、九一四の一、九一五の一、九一五の六、九一九の一、九二七の一、九三五、九五二の二、九八四の一、九八五の一、九八七の一、九九二の一、九九四、九九六の一、一〇〇〇、一〇〇一、一〇〇六の一、一〇〇八の一、一〇一〇、一〇一一の一、一〇一三の一、一〇一八の一、一〇一九の八、二五一九の一、二五一九の九、二五一九の一八、二五二九の一、二五三〇の二、二五三〇の四、字大相二八五四の三、字戸川二七八九の四、二七八九の五、字堂ヶ平三二七二の三、三二七二の四、字明神一四一六の二三、字葛篭野二一七五の五八、二一七五の一九五から二一七五の一九八まで、字尾形二六一五の八

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　香川県東かがわ市入野山字宗心一九二七、一九二九の一、川東一四二〇の七、一五〇六の一、一五〇七、さぬき市多和青木一の一、二の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

青木一の一・二の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第百二十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月三十日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

覚生川及び熊の沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

北海道苫小牧市

字錦岡　四九五番七五〇

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線、標柱十二号と十三号をイに掲げる土地の境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と十三号を平成八年建設省告示第千四百六十三号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道苫小牧市

字樽前　四二一番一　一号から十一号まで

字錦岡　四九五番七五〇　十二号及び十三号

○防衛省告示第三十三号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第四条の規定に基づき、次のとおり、浜松飛行場に係る第一種区域を追加して指定し、及び同飛行場に係る第一種区域の一部の指定を解除し、並びに同法第五条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、同飛行場に係る第二種区域及び第三種区域の指定を解除するので、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十九条の規定により、告示する。ただし、第一種区域の一部、第二種区域及び第三種区域の指定の解除については、平成二十五年八月一日から適用する。

平成二十四年一月三十日　防衛大臣　田中　直紀

一　第一種区域として追加して指定する区域

次に示す区域のうち浜松防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に浜松飛行場に係る第一種区域として示す部分

浜松市東区有玉南町及び小池町

二　第一種区域の指定を解除する区域

イ　次に示す区域

浜松市中区泉二丁目及び高丘西三丁目

ロ　次に示す区域のうち浜松防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に浜松飛行場に係る第一種指定解除区域として示す部分

浜松市中区葵東一丁目、葵東二丁目、小豆餅一丁目、小豆餅二丁目、小豆餅三丁目、小豆餅四丁目、泉一丁目、泉四丁目、泉町、上島五丁目、上島六丁目、上島七丁目、幸一丁目、幸三丁目、幸四丁目、幸五丁目、高丘北一丁目、高丘北二丁目、高丘北三丁目、高丘北四丁目、高丘西一丁目、高丘西二丁目、高丘西四丁目、高丘東一丁目、高丘東二丁目、高丘東三丁目、高丘東四丁目、高丘東五丁目、萩丘四丁目、和合町、東区有玉西町、有玉南町、市野町、大瀬町、小池町、西区伊左地町、大人見町、湖東町、佐浜町、西山町及び北区初生町

備考　右に掲げる区域は、平成二十四年一月三十日における行政区画によって表示されたものとする。

○防衛省告示第三十四号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第四条の規定に基づき、静浜飛行場に係る第一種区域の指定を解除し、平成二十五年八月一日から適用することとしたので、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十九条の規定により、告示する。

平成二十四年一月三十日

防衛大臣　田中　直紀